

# 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお令和6年12月より下記の通り「医療情報取得加算」として下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初診時（月に1回）	1点
再診時（3月に1回）	1点

●上記にかかわらず他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療情報点数が1点となります。

●正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

医療法人信愛整形外科医院